

国土地理院職場体験実習実施規程

(制定) 平成17年7月8日 国地達第12号

(改正) 平成18年4月21日 国地達第22号

平成27年3月18日 国地達第2号

平成29年2月22日 国地達第2号

令和元年6月28日 国地達第8号

令和2年12月21日 国地達第23号

(目的)

第1条 この規程は、学生を対象とし、国土地理院における実務を体験実習（以下「実習」という。）させることにより、国土地理院の業務に対する理解の増進を図るとともに、学生の学習意欲の喚起及び職業意識の啓発に資することを目的とし、その適正かつ円滑な実施を図るために必要な事項について定める。

(実習の期間)

第2条 実習の期間は、3日以上2箇月以下とする。

(実習の対象者)

第3条 実習の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学又は高等専門学校（以下「教育機関」という。）に在籍する学生とする。

ただし、高等専門学校のうち、1年生から3年生は除く。

(実習生の受入れ手続)

第4条 実習を希望する学生が在籍する教育機関の長は、定められた期限までに、国土地理院長（以下「院長」という。）へ受入れを申請するものとする。

2 院長は、前項による申請を受けたときは、受け入れる学生を選考、決定し教育機関の長に対し、受入れの可否等を通知するものとする。

3 実習生は、別添1による誓約書に記名のうえ、実習開始前までに国土地理院に提出しなければならないものとする。

(実習に要する費用の負担)

第5条 実習生の実習に必要な経費は、実習生又は教育機関が負担するものとする。

(指導担当職員)

第6条 院長は、実習生ごとに指導担当職員を配置し、実習生の指導、指示等を行わせるものとする。

(実習生の服務等)

第7条 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- 一 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 二 実習生は、実習時間中、指導担当職員の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念するとともに、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- 三 実習生が実習を行う時間は、国土地理院の職員に適用されている勤務時間の例による。
- 四 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 五 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導担当職員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導担当職員にその旨連絡しなければならない。
- 六 実習生は、実習期間中、前各号に定めるもののほか、国土地理院職員が遵守すべき法令等を遵守するものとする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第8条 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- 一 教育機関又は実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害補償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- 二 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険をもって充てる他、教育機関が必要な手続きを行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- 三 実習生が国土地理院又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

(実習の取消し又は中止)

第9条 実習受入れの通知後の実習期間前又は実習期間中において、次の各号のいずれかに該当する場合、院長は承認の取消し又は中止ができるものとする。

- 一 申請の内容が事実と著しく異なるとき
 - 二 第7条各号に定める内容に反したとき
 - 三 正当な事由がないにもかかわらず実習を欠務したとき
 - 四 実習を受け入れる又は継続することにより、国土地理院の業務に支障が生じたとき、又は天災その他のやむを得ない理由が生じたため実習の継続が困難になったとき
- 2 院長は、承認の取消し又は中止を決定した場合、教育機関に対し通知するものとする。

(実習生の賠償について)

第10条 実習生の賠償に関する最終的な責任は、教育機関が負うものとする。

(報告)

第11条 実習生は、実習を終了したときは、1箇月以内に教育機関を経由して、実習に関する報告書を院長あて提出するものとする。

2 教育機関は、国土地理院に対して、実習結果の報告を依頼することができるものとする。

(成果の取扱い)

第12条 実習生は、実習の成果を学術論文等により公表しようとするときは、あらかじめ書面により院長の同意を得るものとする。

(個人情報の利用の制限)

第13条 院長は、実習生に関する情報を取得したときは、この規程の目的以外に利用し、又は提供してはならない。

(細則)

第14条 企画部長は、この規程を施行するため必要があるときは、細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年7月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 平成17年度に行う職場体験実習に限り、第4条に規定する期間を過ぎて行われた申請を受理することができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月21日から適用する。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この達は、令和元年5月7日から適用する。

附 則

この達は、令和2年12月23日から施行する。

(別添1)

誓 約 書

私は、令和 年度国土地理院職場体験実習を行うにあたり、国土地理院職場体験実習実施規程を
遵守し、

- 一 実習期間中は、実習に専念すること
- 一 公務の信用を傷つけ、又は公務全体の不名誉となるような行為をしないこと
- 一 実習中知り得た秘密については、実習中及び実習終了後、何人に対しても漏らさぬことを誓約します。

令和 年 月 日

〈教育機関の名称、学部、学科、専攻、学年及び氏名〉